

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条</p> <p>1～2 「略」</p> <p>3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書及び誓約書兼同意書により県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。</p> <p>4 補助事業者は、補助金の交付に当たっては、<u>間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務がないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第5条 「略」</p> <p>(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱、<u>木材産業国際競争力強化対策事業実施要領</u>、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱、林業成長産業化総合対策実施要綱、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領、先進的造林技術推進事業実施要領、林業経営体等能力向上支援対策実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>(2)～(10)「略」</p> <p>(11) <u>市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に当たって、事業実施主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</u></p> <p>第6条～第7条 「略」</p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条</p> <p>1～2 「略」</p> <p>3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納税証明書により県税の滞納がないことを証明しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。</p> <p>4 「追加」</p> <p>第5条 「略」</p> <p>(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱、林業成長産業化総合対策実施要綱、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領、先進的造林技術推進事業実施要領、林業経営体等能力向上支援対策実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>(2)～(10)「略」</p> <p>(11) 市町村以外の者が補助事業者である場合は、補助金等交付申請書の提出に当たり、別紙4による「誓約書」を添えなければならない。</p> <p>第6条～第7条 「略」</p>

